

退職組合員に関する取扱要綱

富山県学校生活協同組合

定款及び「退職組合員の加入に関する規程」に基づき、退職組合員の加入及び利用等について、この要綱を定める。

I 退職組合員の範囲

1. 退職組合員となる対象は、組合員である教職員が、定年退職又は何らかの事情で定年前退職し、現職としての勤務を終えた者である。(年度末で退職する県費教職員においては、厚生会主催の退職手続き相談会に出席し、加入の意思を確認できる教職員をいう。)
2. 学校等に勤務する市町村職員、臨時職員、臨時の任用講師及び非常勤講師等で、現職中に20年以上組合員であった者においては、定年退職又は何らかの事情で定年前退職し、現職としての勤務を終えた者をいう。

II 組合員（定款第6条第2項に該当する組合員）資格について

1. 加入申込み手続き
 - ・ 組合員が退職後も加入を希望する場合は、「加入承認申請書」により申し出る。
 - ・ 申込期限は、原則として退職後3ヶ月以内とする。
 - ・ 現職中の割賦残等の債務は、原則、退職時に精算されなければならない。
2. 出資金の取り扱い
 - ・ 現職中の出資金を返還し、改めて加入のための出資（1口100円で10口以上）をしなければならない。
3. 組合員証
 - ・ 現職中の組合員番号、組合員証をそのまま継続する。
 - ・ 複数の組合員番号を持っている講師等に対しては、加入手続きの際に、出資金のある組合員番号のみを継続し、それ以外の番号は破棄することを学校生協から当該組合員に伝える。
4. 退職組合員の脱退
 - (1) 自由脱退
 - ① 定款第10条に基づき、事業年度の末日90日前までに、当学校生協に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退する。
 - ② 住所の変更届を行わず、所在不明の組合員は、確認の上、脱退の予告があつたものとみなす。

③ その他、定款の定めに該当するとき。

(2) 法定脱退

① 死亡

② 1年間利用がないとき。

③ 支払い義務を履行しないとき。

④ その他、定款の定めに該当するとき。

5. 支払い方法

- 原則として、年金及び退職後の勤務先からの給与が振り込まれる預金口座より引き落としとする。

6. 現況確認

- 利用割り戻し・出資金配当等の送付の際に、現況確認を行う。
- 所在不明の場合は、「所在不明組合員のみなし自由脱退手続きに関する規約」に基づき、手続きを行う。
- 所在不明者の出資金払い戻し請求権の消滅は、生協法第23条の規定により、現況確認書受付締切日の翌日から起算し、その2年後に払い戻し請求権は時効となる。

7. 意思確認

- 1年に一回、現況確認の際に、組合員継続の意思確認をする。

III 供給事業の利用について

1. チラシ、カタログの配布

- 希望者配布とする。但し1年間利用のない場合は、配布を停止する。
- 1年毎に更新することとし、希望集約は、現況確認の際に行う。

2. 送料等の手数料

- チラシ、カタログや商品の宅配により、手数料を加算する。
- 手数料は、利用商品の額による。

3. カード利用

(1) 組合員証

- 指定店・特約指定店にて利用することができる。
- 割賦購入については、原則、上限を累計60万円までとする。
(但し、リフォーム等は除く)

(2) 提携カード

- ガソリンカード
- JCBカード
- 青山カード

(3) カード利用の停止

「組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則」に基づき、支払いを延滞したときは、組合員に通知することなく、カードを停止することができる。

IV 福利厚生事業の利用について

1. 保険事業

	生命保険		損害保険
	グループ	団体扱い	
元県費職員	一部の保険で 継続加入できる (70歳まで)	加入できない	加入できる
元県費職員以外	加入できない		

2. サービス事業

趣味教室や相談会・研修ツアー・チケット斡旋などのサービス事業については、参加利用できる。

平成 25 年 12 月 11 日 制定
令和元年 12 月 15 日 改定